

**Ⅲ.1 第Ⅱ期工事等における  
作業従事者の安全確保ガイドライン**

<目次>

第1.	ガイドラインの位置付け	1
第2.	ガイドラインの概要	1
第3.	安全管理体制の確立等	2
第4.	作業環境の保全	3
第5.	健康管理の実施等	4

【修正履歴】

年 月 日	摘 要	審 議 等
R3.3.25	ガイドラインの策定	第9回撤去検討会
R3.5.21	豊島専用栈橋の撤去に伴う内容の修正	第10回撤去検討会

## Ⅲ. 1 第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン

### 第1 ガイドラインの位置付け

1. 作業従事者の安全確保ガイドラインは、労働安全衛生法に基づき作業従事者の安全と健康を確保するため、安全確保手法等の技術的指針を取りまとめたものである。
2. 本ガイドラインをもとに「Ⅲ.1-1 第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル」が整備され、撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保が図られるものとする。

#### [解説]

本ガイドラインは、作業従事者の安全と健康を確保することに加えて、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における特殊な作業に関し、撤去等の作業従事者の安全確保が適切に図られるよう、安全確保手法等の技術的指針を取りまとめたものである。

### 第2 ガイドラインの概要

1. 施設の撤去等の実施にあたり、作業従事者の安全及び健康の確保を図るため事業者が講ずべき基本的な措置を示すものとする。
2. 事業者が講ずべき基本的な措置については、労働安全衛生規則等の規定の趣旨を踏まえたものとする。

#### [解説]

施設の撤去等の実施にあたり、労働安全衛生法に基づき作業従事者の安全と健康を確保する。

具体的には、粉じんを著しく飛散するおそれのある屋外作業場においては、散水その他の粉じんの飛散を防止するための必要な措置を実施する。また、酸素欠乏症、有害ガスの発生等が懸念される作業場所では、作業前及び作業中に酸素濃度、有害ガス濃度の測定を行い、安全を確認し、必要な措置を実施する。さらに、高所作業及び海上作業を行う場合は、転落、落下物の防止等必要な措置を実施する。

### 第3 安全管理体制の確立等

1. 安全管理体制を確立するため、次の措置を講じるものとする。
- (1) 統括安全衛生管理体制の確立を図るとともに、複数の事業者が同時に関与する場合には、全ての受注事業者が参加する協議組織を設置し、協働作業による危険の防止に関して協議するものとする。
  - (2) 化学物質についての知識を有する者等の中から作業指揮者を選任し、作業を指揮させるとともに、必要となる場合には作業従事者の保護具の着用状況及び撤去対象物の湿潤化等の確認を行わせるものとする。
  - (3) 撤去等の作業を実施するにあたり、作業従事者に対して、必要な場合には特別教育を行うものとする。

#### [解説]

##### (1) 統括安全管理体制の確立

労働安全衛生法第15条等に定めるところにより、撤去作業従事者の人数に応じ、統括安全衛生責任者又は元方安全衛生管理者等を選任する等、統括安全衛生管理体制の確立を図る。

また、労働安全衛生法第30条に定めるところにより、必要な場合には全ての受注事業者が参加する協議組織を設置し、協働作業による危険の防止に関して協議するとともに、受注事業者に対し安全衛生上必要な指導等を行う。

なお、作業従事者が50人未満となった場合においても、積極的に統括安全管理体制を確立するものとする。

##### (2) 作業指揮者等の選任

労働安全衛生規則第592条の6に準じて、化学物質についての知識を有する者等の中から作業指揮者を選任し、作業を指揮させるとともに、作業従事者の保護具の着用状況及び堆積物の湿潤化等の確認を行わせる。

その他、関係法令で定められた作業主任者を選任する。

##### (3) 特別教育の実施

労働安全衛生規則第592条の7及び安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）に準じて、必要な場合には、特別教育を行う。

#### 第4 作業環境の保全

1. 作業者の健康と安全の維持のため、作業指揮者は次の措置を講じるものとする。
  - (1) 必要な場合には、作業実施前に作業対象箇所の養生等を実施する。また、粉じんの飛散等が予想される作業にあたっては、発生源を湿潤な状態に保って作業を実施する。また、屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、局所排気等の設備を付設する。
  - (2) 上記の対応を行っても粉じんの飛散等への配慮が必要な場合には、作業者は適切な保護具を着用するものとし、作業指揮者は保護具の着用状況等を管理する。
  - (3) 必要と認められる場合には、作業中における作業環境測定を実施する。

#### [解説]

- (1) 作業実施前及び作業中における養生や湿潤化等の対応  
必要と認められる場合には、作業指揮者は作業実施前の養生や作業実施中での湿潤化を実施し、粉じんの飛散等を抑制する。  
屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、溶接ヒューム<sup>1</sup>を減少させるため、全体換気装置による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じ作業を実施する。
- (2) 保護具の着用と管理  
作業指揮者は、必要と認められる場合には、適切な保護具を作業者に着用させるとともに、保護具の着用状況の管理や作業後における保護具の取外し及び保守点検等について確認を実施する。
- (3) 作業環境計測の実施  
作業指揮者は、必要と認められる場合には作業中における作業環境測定を実施する。作業環境評価基準に基づく粉じん濃度 $0.9\text{mg}/\text{m}^3$ をもとに、適宜、作業の改善を行う。

---

<sup>1</sup> 金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質

## 第5 健康管理の実施等

1. 作業従事者に対し、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の1年以内の受診状況を確認するとともに、作業前の健康状態を確認する。
2. 有害物質を使用する業務等に従事する作業従事者に対し、労働安全衛生法に基づく特殊健康診断の受診状況を確認するとともに、作業前の健康状態を確認する。
3. 作業従事者の健康管理に関し、豊島廃棄物等処理事業健康管理委員会の指導・助言を得るものとする。

### [解説]

#### 1. 健康管理の実施

作業従事者に対し、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の1年以内の受診状況を確認し、必要があると認められる場合に、産業医等に就業上の助言を求め、就業上の措置を適切に行う。また、毎朝朝礼時の危険予防活動（KY活動）で各作業従事者の健康状態を確認する。

#### 2. 特殊健康診断の受診状況の確認

作業従事者に対し、労働安全衛生法に基づく特殊健康診断の受診状況を確認する。具体的には、高圧室内業務又は潜水業務に従事する作業従事者に対し、高気圧作業安全衛生規則に基づく高気圧健康診断、溶接ヒュームを取り扱う作業従事者に対し、特定化学物質障害予防規則に基づく特化物健康診断の6月以内の受診状況を確認する。必要があると認められる場合に、産業医等に就業上の助言を求め、就業上の措置を適切に行う。

#### 3. 豊島廃棄物等処理事業健康管理委員会の指導・助言

作業従事者の健康管理に関し、豊島廃棄物等処理事業健康管理委員会の指導・助言を得る。